

第3節

新たな死因究明等推進計画の策定

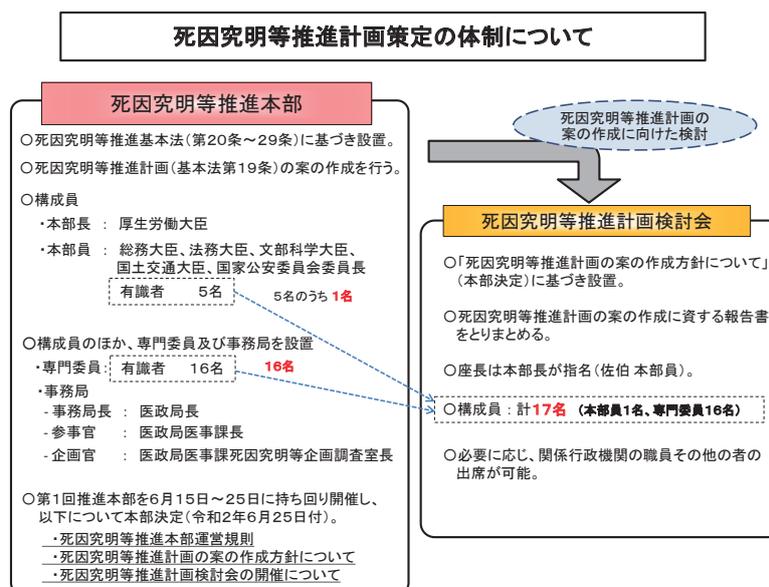
1 策定の経緯

基本法の規定に基づき、政府は、厚生労働省に死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を設置するとともに、本部の事務を処理させるため事務局を設置した。本部は、厚生労働大臣を死因究明等推進本部長とし、内閣総理大臣が指定した総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣及び国家公安委員会委員長並びに厚生労働大臣が任命した有識者5名を死因究明等推進本部員として構成した（資1-3-1-1及び資1-3-1-2参照）。

また、厚生労働大臣は、専門の事項を調査させるための専門委員として、法医学者、法歯科医学者、刑事法学者、弁護士等多方面の有識者16名を任命するとともに（資1-3-1-1及び資1-3-1-2参照）、幹事として、関係省庁の局長級職員6名を任命した。

そして、令和2年6月、第1回の本部を開催し、本部の運営について定めた「死因究明等推進本部運営規則」^{注15)}、令和3年4月を目処に死因究明等推進計画の案を作成することなどを定めた「死因究明等推進計画の案の作成方針について」^{注16)}（資1-3-1-3参照）及び死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することなどを定めた「死因究明等推進計画検討会の開催について」^{注17)}（資1-3-1-1参照）を決定した。

資1-3-1-1 死因究明等推進計画策定の体制について



出典：厚生労働省資料による

注15) P103資料編11参照

注16) P105資料編12参照

注17) P106資料編13参照

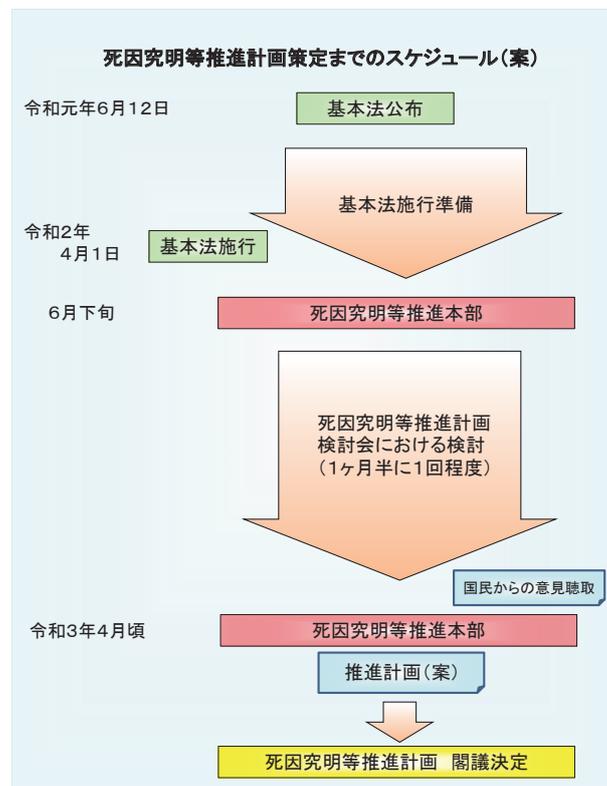
資1-3-1-2 本部（第1回）及び検討会の構成員について

本部(第1回)及び検討会の構成員について

死因究明等推進本部(第1回)			
<本部長>			
厚生労働大臣	加藤 勝信		
<本部員>			
総務大臣	高市 早苗	中央大学大学院法務研究科教授	佐伯 仁志
法務大臣	森 まさこ	高知県知事	濱田 省司
文部科学大臣	萩生田 光一	日本歯科医師会会長	堀 憲郎
国土交通大臣	赤羽 一嘉	岡山大学長	横野 博史
国家公安委員会委員長	武田 良太	日本医師会会長	横倉 義武
※ 関係は関係名簿順、有識者は50音順、敬称略			
死因究明等推進計画検討会			
<構成員>			
高知県健康政策部副部長	家保 英隆	東京都監察医務院院長	鈴木 秀人
日本医師会副会長	今村 聡	日本法歯科医学会理事	都築 民幸
奈良県立医科大学教授	今村 知明	千葉大学医学部長兼副学長	中山 俊憲
日本医学放射線学会理事	蒲田 敏文	日本小児科学会	沼口 敦
日本法中毒学会理事	久保 真一	一橋大学大学院法学研究科教授	野口 貴公美
日本法医病理学会理事	近藤 稔和	弁護士	原田 國男
中央大学大学院法務研究科教授	佐伯 仁志〔座長〕	東京都立大学法学部教授	星 周一郎
産経新聞社論説委員	佐藤 好美	日本歯科医師会副会長	柳川 忠廣
		東京大学大学院法学政治学研究科教授	米村 滋人
※ 50音順、敬称略			

出典：厚生労働省資料による

資1-3-1-3 死因究明等推進計画策定までのスケジュール（案）



出典：厚生労働省資料による

上記の「死因究明等推進計画検討会の開催について」に基づき、検討会は、令和2年7月から令和3年3月にかけて、6回にわたり開催された^{注18)}。

各回の検討会を通じ、専門委員からは、関係省庁から提供された死因究明等に関する現状についての詳細なデータを踏まえつつ、それぞれの経験や見識に基づき、現状の課題や死因究明等推進計画に盛り込むべき施策等について、活発に意見が交わされた。

また、第2回の検討会では、平成31年度以降、総務省行政評価局において実施されていた死因究明等の推進に関する政策評価の進捗状況について説明が行われ、その中で、死因究明等の取組の関係者に対するアンケート調査等の結果に基づき、地方協議会の設置は一部の県にとどまっていることや、設置している都道府県でも、運営に課題が多いことなどが紹介された。

このほか、個別の施策の制度設計等については、関係する専門委員と関係省庁の職員を交えたWeb会議方式のミーティング（以下「ミーティング」という。）が行われ、議論が深められた。

こうして、検討会やミーティングにおける検討を経て、死因究明等に関し講ずべき施策として、基本法第10条から第18条までに掲げられた基本的施策の下に具体的施策を掲げた死因究明等推進計画検討会報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられ、公表された。

その後、パブリックコメントを経て、本部において、報告書を基にした死因究明等推進計画の案を決定し、この案を基に、令和3年6月1日、政府は、死因究明等推進計画を閣議決定した^{注19)}。

写真1-3-1-4 第1回検討会における本部長の挨拶の様子



写真提供：厚生労働省

注18) これらの検討会は、第3回の検討会のみ対面により開催されたが、その他は、新型コロナウイルス感染症対策の観点からWeb会議方式により開催された。

注19) これに伴い、旧計画を廃止した。

TOPICS

2 死因究明等の推進に関する政策評価について

平成31年4月から令和3年3月までの間、総務省において、旧計画において各府省が実施することとされていた施策や、死因究明等の推進に向けた各種施策を対象に、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第12条第1項の規定に基づく政策の評価が実施された。

その結果、死因究明等の推進に係る政策については、①内閣府（令和2年度以降は厚生労働省）が把握している旧計画の重点的施策の進捗状況をみると、関係府省ごとの取組内容の記載にとどまっており、旧計画策定により期待される効果の観点から、どの程度の成果が上がっているのか、全体として評価できるものとはなっていないことや、②多くの都道府県において、地方の状況に応じた施策を検討するものと期待された地方協議会が、実効性ある議論の場として活用されていない実態が認められることから、その効果は限定的とみられることなどが指摘された。特に、地方協議会に関しては、政策の評価に当たって行われた調査の結果を踏まえ、死因究明等に係る課題の解決に向けた環境整備の在り方について、三つの視点からの考察がなされ、例示とともに示された。

こうした評価の結果を踏まえて、令和3年3月、総務大臣から国家公安委員会委員長、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対して、①国として推進すべき施策の具体化を図り、その実施状況を検証・評価すること、②地方協議会が課題の解決に向けて、現場の実態を踏まえた効果的な施策展開ができる場となるよう、積極的な支援（少なくとも基本的施策ごとに把握すべきデータを提示することなど）を行うことについて、意見の通知がなされた。

死因究明等の推進に関する政策評価（要旨）

総務省 MIC

通知日：令和3年3月12日 通知先：国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

調査の背景

- ◇ 高齢化の進展等に伴う年間死亡者数の増加等を契機として、死因究明等の推進に関する法律（特設法、平成26年発効）に基づき、死因究明等推進計画（現行計画）^(注)が策定
- ◇ 本政策評価は、現行計画の達成状況が不明確なまま、新法に基づく計画策定が予定されていることに鑑み、現行計画の各種施策等を対象に、死因究明等を更に推進する観点から、実地/アンケート調査を通じて、その課題及び方向性を提示することを目的として実施

(注) 平成26年6月13日閣議決定。今後、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づき、厚生労働省の死因究明等推進本部の下、令和3年4月を目途に、新たな計画が策定予定

【調査等対象機関】国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、関係団体等

【実施時期】平成31年4月～令和3年3月

評価の結果（主な調査結果）

- ⇒ 現行計画は、目標が定性的なものが多く、目標の達成度の量的な評価が困難
- ⇒ 現行計画の「重点的施策」ごとに実態把握。その効果は限定的とみられる
 - 死因究明等推進協議会（地方協議会）の設置は進んでいるが、運営の際、「どのような議題を設定し、どう議論すればよいのか」との悩みが多い（32/37都道府県）
 - 警察の検視等の現場は、医師の確保に困難を感じている（27/51警察本部（方面本部を含む））
 - かかりつけ医等による看取りが十分に実施されていない（看取りの経験医師は、約半数）
- ⇒ 地方協議会が期待された役割を果たせていないとの問題意識の下、現場の具体的なアクションに結び付けるために、調査結果を踏まえて3つの視点を提示
 - Ⅰ 死因究明等の推進に係る施策の検討に当たって
 - 警察取扱死体数はおおむね横ばい。都道府県別の増減傾向は異なっている
 - Ⅱ 死因究明等の推進に係る施策の充実に向けた
 - ①診療情報の円滑な提供、②検視等立会医の確保、③看取りの推進の取組が必要
 - Ⅲ 死因究明により得られた情報の活用に向けた
 - 地方協議会で情報の共有・活用が図られている都道府県は、一部に限られている

主な意見

- 推進施策の具体化を図り、これら施策の実施状況を検証・評価
(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 地方協議会が、現場実態を踏まえた効果的な施策展開ができる場となるよう、適切な議題設定（例：死因究明等に係る対応期間の長期化への対処方策の検証）を促す運営方法等を示すなど、積極的に支援
(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

1

出典：総務省資料による

2 新たな死因究明等推進計画の概要

死因究明等推進計画（資 1-3-2 参照）^{注20)}では、死因究明等の到達すべき水準として、次の4つを掲げている。

- ① 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること
- ② 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること
- ③ 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること
- ④ 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること

また、死因究明等の施策の基本的な考え方として、基本法第10条から第18条までに掲げられた次の9つの基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することや、施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、本計画策定後3年程度を目安とすることなどを明記している。

- 1 死因究明等に係る人材の育成等
- 2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- 3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- 6 死因究明のための死体の科学調査の活用
- 7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 9 情報の適切な管理

これらの基本的施策の下には、93の具体的な施策（再掲を含む。）を掲げており、その中には、旧計画に引き続いて講ずべきものとして掲げた施策と、新たに掲げた施策がある。このうち、新たに掲げた施策は主に次のようなものがある。

- 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活発化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施

注20) P108資料編15参照

策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す。

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に對し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。
- 厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、引き続き、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る。
- 厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。

また、推進体制と本計画の見直しとして、国は、本計画策定後3年に1回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこととすることや、関係省庁の施策について少なくとも毎年1回のフォローアップを行い、必要な改善方策について関係省庁が検討する機会を設けることを明記している。

このほか、中長期的な課題として、国が死因究明等の実務の主体となる地方公共団体や大学の体制等について基礎的な調査を行い、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態を把握するとともに、把握したデータに基づき、今後、国において施策の評価や地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指すことや、新興感染症の脅威を踏まえ、解剖に従事する医師、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師等の安全確保に向けた方策についても引き続き検討することなどを明記している。

資 1-3-2 死因究明等推進計画の概要

死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づき、死因究明等に関し講ずべき施策等を定める計画
- 死因究明等推進本部（本部長：厚生労働大臣）が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を6回開催、最終報告書を取りまとめ（令和3年3月）
⇒パブリックコメント、死因究明等推進本部を経て、死因究明等推進計画が閣議決定（令和3年6月）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口の高齢化を反映した死亡者数の増加 ・法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性 ・地方協議会の設置の促進、議論の活性化 ・公衆衛生の向上・増進等を目的とした検査・解剖等が適切に実施される体制整備の必要性 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○死因究明等の到達すべき水準 ① 死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付け ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備 ③ 客観的かつ中立公正に実施 ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与 </div>										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>3 死因究明等に関し講ずべき施策</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(1)死因究明等に係る人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上 ・都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察との合同研修会等の実施 ・検査や解剖結果等の検案医や読影する医師等への還元 等 </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上を目的とした検査・解剖に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援 ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発 等 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(6)死因究明のための死体の科学調査の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬毒物・感染症等検査の充実、死亡時画像診断の研修の更なる充実 等 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施 ・地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定 ・地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力 等 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施 等 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的・効率的な検視官の運用 ・都道府県医師会、法医学教室等との連携強化 等 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な関係行政機関への通報、遺族等への丁寧な対応 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(9)情報の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理 </td> </tr> </table> </div>		<p>(1)死因究明等に係る人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上 ・都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察との合同研修会等の実施 ・検査や解剖結果等の検案医や読影する医師等への還元 等 	<p>(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上を目的とした検査・解剖に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援 ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発 等 	<p>(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大 	<p>(6)死因究明のための死体の科学調査の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬毒物・感染症等検査の充実、死亡時画像診断の研修の更なる充実 等 	<p>(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施 ・地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定 ・地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力 等 	<p>(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施 等 	<p>(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的・効率的な検視官の運用 ・都道府県医師会、法医学教室等との連携強化 等 	<p>(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な関係行政機関への通報、遺族等への丁寧な対応 等 	<p>(9)情報の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理 	
<p>(1)死因究明等に係る人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上 ・都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察との合同研修会等の実施 ・検査や解剖結果等の検案医や読影する医師等への還元 等 	<p>(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上を目的とした検査・解剖に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援 ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発 等 										
<p>(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大 	<p>(6)死因究明のための死体の科学調査の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬毒物・感染症等検査の充実、死亡時画像診断の研修の更なる充実 等 										
<p>(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施 ・地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定 ・地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力 等 	<p>(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施 等 										
<p>(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的・効率的な検視官の運用 ・都道府県医師会、法医学教室等との連携強化 等 	<p>(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な関係行政機関への通報、遺族等への丁寧な対応 等 										
<p>(9)情報の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理 											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 推進体制等</p> <p>○3年に1回、計画を見直し ○毎年1回計画のフォローアップを実施 ○必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記</p> </div>											

出典：厚生労働省資料による

22

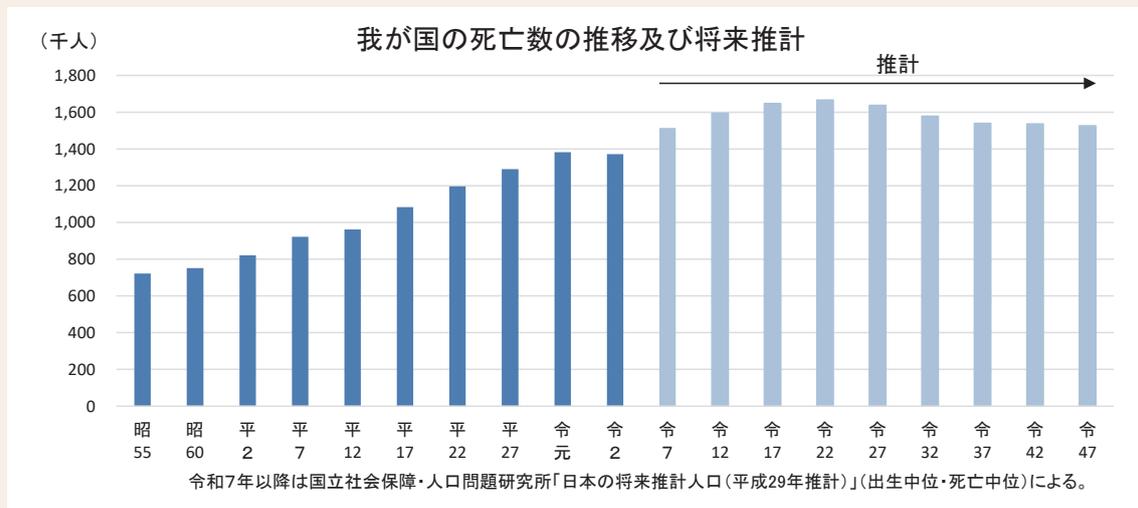
死因究明等推進白書 2022

TOPICS

3 我が国における死亡数等の動向

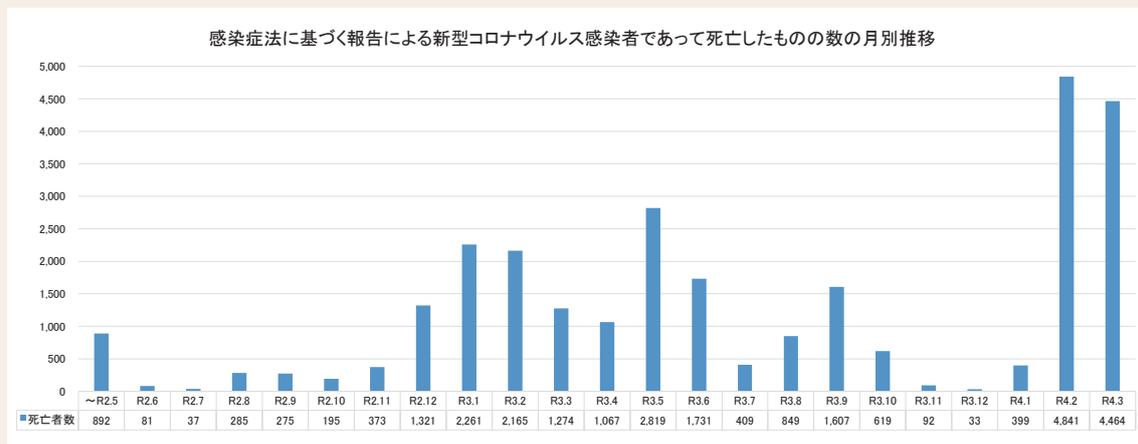
我が国における死亡数について、昭和50年以降の推移を見ると、昭和55年の72万2,801人から、令和2年の137万2,755人に徐々に増加（昭和55年比89.9%増）している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は継続し、令和22年には、166万6千人まで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

このほか、近年猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染については、令和2年1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大しており、これに伴って、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく報告による新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、死亡したものの数（自治体により公表等された集計値）は、令和4年3月31日までに、2万8,089人まで増加した。



出典：厚生労働省資料による



T O P I C S

新型コロナウイルス感染症対策においては、死体の死因究明を通じて、新型コロナウイルスへの感染の有無を確実に把握し、感染拡大防止措置に繋げることや、その病態を解明し、予防や治療に資する知見を蓄積することも重要であり、厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症発生時に対応する検案・剖検体制の確立に関する研究を推進しているところである。

こうした近年の死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威・対策に加え、今後の大規模災害の発生リスク等に鑑みれば、我が国における死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。

政府においては、こうした現状を踏まえつつ、死因究明等推進計画に基づき、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。